

PCB 廃棄物の処理完了に向けた JESCO の見通しについて

国の PCB 廃棄物処理基本計画においては、PCB 廃棄物の数量について、今後の処理の進捗により PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みが変化するため毎年度見直し、その結果を公表することとされている。

また、同基本計画では JESCO の役割として、各拠点の広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされ、また処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにすることとされている。

なお、これまでの状況とは異なり、本年 9 月に環境省より複数の立地自治体に対して処理事業の継続等に関する要請がなされている。

JESCO においては、処理の見通しについて検討を行い、各事業部会等において順次議論をいただいたところであるが、その時点が要請前であったり、要請先からの回答がまだ得られていない状態でのものであることから要請の内容は反映されていない。

1. 環境省における処理方針について

令和 3 年 10 月 21 日に開催された第 30 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、環境省より、処理事業の継続の要請を踏まえて、高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針が示された。(別紙 1)

2. 処理完了に向けた見通しについて

これまでの処理実績を整理するとともに、JESCO に登録された数量の整理や PCB 特措法・電気事業法で届出済みながら JESCO へ未登録の数量等を求めることなどにより、事業毎、項目毎に計画的処理完了期限までの処理の見通しを整理した。(別紙 2)

(1) 計画的処理完了期限までの処理の見通し

各事業所における処理の見通しについては、現時点において、概ね計画的処理完了期限までに処理が完了する計画となっている。

一方で、北九州事業所においては、安定器・汚染物等について、計画的処理完了期限である令和 3 年度末において、未処理量が残るという見通しが報告されている。

また、大阪事業所においては、高濃度の硫黄を含む廃 PCB 油について処理を行っているが、計画的処理完了期限である令和 3 年度末において全量処理することが難しい状況であるとの見通しが報告されている。

(2) 見通しについての報告状況

○北九州事業

令和 3 年 8 月 5 日 北九州 PCB 処理事業部会にて報告

令和 3 年 8 月 27 日 北九州市 PCB 処理監視会議にて報告

○豊田事業

- 令和3年8月11日 豊田 PCB 処理事業部会にて報告
- 令和3年9月3日 豊田市 PCB 処理安全監視委員会（書面審議）にて報告
- 東京事業
 - 令和3年10月13日 東京 PCB 処理事業部会にて報告
 - 令和3年10月26日 東京 PCB 廃棄物処理事業環境安全委員会にて報告
- 大阪事業
 - 令和3年8月31日 大阪 PCB 処理事業部会にて報告
 - 令和3年10月11日 大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会にて報告
- 北海道事業
 - 令和3年1月26日 北海道 PCB 処理事業部会にて報告
 - 令和3年3月24日 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議にて報告